

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度
計画主体	稚内市

稚内市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 稚内市建設産業部農政課
所在地 稚内市中央 3 丁目 13 番 15 号
電話番号 0162-23-6476
FAX 番号 0162-23-7999
メールアドレス nousei@city.wakkanai.hokkaido.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、ヒグマ、キツネ、アライグマ、トド、アザラシ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	北海道稚内市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		金額（千円）	面積（ha）
エゾシカ	牧草	1,521	140
	デントコーン	50	-
	計	1,571	140
カラス類	乳牛	3,970	-
	配合飼料	352	-
	計	4,322	-
ヒグマ	デントコーン	小規模な食害のため算出不可	-
	計	-	-
キツネ	乳牛	70	-
	配合飼料	144	-
	計	214	-
アライグマ	乳牛	2,310	-
	デントコーン	50	-
	配合飼料	944	-
	計	3,304	-
トド	漁具・水産物 （毛ガニ、カレイ等）	105,980	-
	計	105,980	-
アザラシ	水産物 （サケ、タコ、カレイ等）	49,991	-
	計	49,991	-
合計		165,382	140

※トド・アザラシは令和2年度

(2) 被害の傾向

エゾシカ	市内全域に生息。4月から11月にかけて、農村地域において、牧草、デントコーンに食害の被害がある。市街地では糞害や家庭菜園等の被害があり、降雪時期の12月から3月には、森林地域において、樹皮の食害の被害がある。また、道路周辺へ出没することで、車両との衝突事故が発生している。
カラス類	市内全域に生息。4月から6月の産卵時期には、卵、ヒナを守るため、巢の付近を通る人間を威嚇及び攻撃する。農村地域において、配合飼料の食害や乳牛の乳房をつつかれる被害がある。
ヒグマ	森林地域に生息。4月から11月まで農村地域及び森林地域を中心に目撃情報が寄せられている。農村地域においてデントコーンの食害の被害がある。
キツネ	市内全域に生息。農村地域において、デントコーン・配合飼料の食害や分娩牛・仔牛へ攻撃される被害がある。市街地において、徘徊やゴミ収集場所で食べ散らかす等の生活環境エリアへの出没や被害がある。また、餌付け行為等により人間へ接近することで、エキノコックス感染症に感染する恐れがある。
アライグマ	農村地域において、デントコーン・配合飼料の食害や分娩牛・仔牛へ攻撃される被害がある。更に生息域が広まり、市街地でも目撃されている。繁殖力が非常に高いこと、天敵がいないことで個体数が増加傾向にあり、被害額も年々増加傾向にある。
トド	例年11月～6月にかけて市内沿岸に現れ、市内漁業者の毛ガニ刺網やカスベ刺網等の漁具や水産物に漁業被害を与える。また、珊内漁港（宗谷岬付近）の地先にある弁天島が主に冬期間の上陸場となっており、数千頭の上陸や宗谷海域の広範囲で遊泳が確認されている。
アザラシ	通年で生息している周年定着個体が市内沿岸で多数確認され、出現範囲も広域となってきており、市内漁業者の定置網や刺網にかかった水産物を捕食する漁業被害がある。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値（令和3年度） ※トド・アザラシは令和2年度	目標値（令和6年度）
被害金額 （千円）	エゾシカ	1,571	1,413
	カラス類	4,322	3,889
	ヒグマ	算出不可	算出不可
	キツネ	214	192
	アライグマ	3,304	2,973
	トド	105,980	95,382
	アザラシ	49,991	44,992
	計	165,382	148,841
被害面積 （ha）	エゾシカ	140	126

※目標値＝現状値の10%減

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>【エゾシカ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銃器による一斉捕獲 （市街地裏山） ・銃器による捕獲 （農村部、春・秋） ・銃器による捕獲 （市街地(富士見・西浜地区)、春・秋） ・くくりわなによる捕獲 （市街地(富士見地区)） ・吹き矢による捕獲 （市街地(恵比須・ノシャップ・富士見地区 他)春・秋） ・囲いわなによる捕獲 （市街地(西浜地区)） 	<p>市街地への出没が増加していることから、市街地の捕獲体制の強化が必要である。</p> <p>市街地、農村部での生息個体数の把握が出来ていない為増減数が不明。</p>
	<p>【カラス類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巣の撤去、ヒナや卵の手捕り捕獲 （春～夏 子育ての時期） ・銃器による捕獲 （農村部） 	<p>庭の木、企業の看板、煙突口等に営巣するため所有者等へ防止策実施の要請が必要である。</p>

	<p>【ヒグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・箱わなによる捕獲 (農村部) ・ヒグマ対策技術者育成のための捕獲 (農村部) ・目撃情報が入り次第、市職員や警察署員により現地を確認。状況により看板設置・広報活動を実施し、実施隊員に巡回を依頼。被害状況や出沒場所によって、実施隊員による銃器及び箱わなによる捕獲を実施。 	<p>出沒後に実施隊員を緊急召集するが、他に職業を兼務している隊員が多いため、出動に対して調整が必要である。</p> <p>実施隊員内のヒグマ捕獲における技術の継承を継続して実施する必要がある。</p>
	<p>【キツネ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・箱わなによる捕獲 (市内全域) ・箱わなの追加購入 ・銃器による捕獲 (農村部) ・餌付け行為については市HP等で注意喚起を実施。 	<p>市街地で目撃等の通報が増加傾向にあるが生息個体数の把握が出来ていないため増減数が不明。</p>
	<p>【アライグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・箱わなによる捕獲 (市内全域) ・アライグマ捕獲業務の委託により捕獲体制の強化。 	<p>箱わな保有数や防除従事者数を増加し、捕獲体制の強化が必要である。</p> <p>繁殖力が非常に高く、市街地での出沒も増加し、被害が年々増加することが懸念される。</p>
	<p>【トド】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道連合海区漁業調整委員会指示による承認を得て、採捕期間である9月から6月にかけて銃器による採捕・追い払いを実施。 	<p>洋上における採捕となることから、出動が天候に左右されやすく、効率良く採捕することが難しい。</p> <p>また、来遊範囲が浅瀬から沖合まで広域であることから、北海道、近隣市町村、漁組等と連携した対策が必要となる。</p>
	<p>【アザラシ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道アザラシ管理計画に基づき、銃器による捕獲や追い払いを実施。 	<p>洋上における採捕となることから、出動が天候に左右されやすく、効率良く採捕することが難しい。</p> <p>また、アザラシは知能が高</p>

		く、さらに警戒心が強いため、銃器による捕獲の他に、効果的な対策が必要となる。
防護柵の設置等に関する取組	防護柵は設置していない。 エゾシカが市街地に出没した場合、警察署員と合同で追い払い活動を実施。	市街地への出没が増加傾向にある。
生息環境管理その他の取組	・生活環境被害や市街地への出没を防止するため、市HPや広報紙等で野生動物の習性等の紹介及び注意喚起を実施。	被害防止のため、さらに知識の普及活動や対応策の検討をする必要がある。

(5) 今後の取組方針

<p>【エゾシカ】 銃器やわな等で捕獲数を増加することで、各被害の軽減を図る。 新たな捕獲方法を模索し、捕獲数を増加することで各被害の軽減を図る。 ICT機器を活用し、捕獲の効率化を図る。</p>
<p>【カラス類】 銃器や手捕りによる捕獲を引き続き実施し、各被害の軽減を図る。</p>
<p>【ヒグマ】 出没頻度が高く、人的被害が起こる可能性がある場合等には、箱わなを設置し捕獲する。 ヒグマ対策技術者の育成を推進する。</p>
<p>【キツネ】 銃器や箱わなによる捕獲を引き続き実施し、各被害の軽減を図る。</p>
<p>【アライグマ】 箱わなによる捕獲を引き続き実施し、各被害の軽減を図る。</p>
<p>【トド】 銃器による採捕や轟音玉等による追い払いを行い、各被害の軽減を図る。</p>
<p>【アザラシ】 銃器による捕獲や轟音玉等による追い払いを行い、各被害の軽減を図る。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>「稚内市、稚内市農業委員会、稚内農業協同組合、北宗谷農業協同組合、稚内市森林組合、宗谷農業改良普及センター北部支所、宗谷森林管理署、北海道猟友会稚内支部稚内部会、稚内漁業協同組合、宗谷漁業協同組合の10団体で構成する稚内市鳥獣被害防止対策協議会を設置し、情報交換及び連携により効果的な捕獲について協議する。」</p>

【エゾシカ、カラス類、ヒグマ、キツネ】

北海道猟友会稚内支部稚内本部会のハンターを鳥獣被害対策実施隊員及び対象鳥獣捕獲員（稚内市非常勤職員）として任命し、協議会が各団体から鳥獣被害防止対策業務委託を受託し、銃器での捕獲業務を実施する。

【アライグマ】

「特定外来生物による生態系等に係る被害防止に基づく防除」に基づき防除従事者である稚内市農政課、捕獲業務委託の受託事業者、農業経営者、各農業協同組合の協力の元、箱わなによる防除を実施する。

【トド】

北海道連合海区漁業調整委員会指示に基づく採捕承認を「稚内市」名義で取得し、市・沿岸漁業協同組合・鳥獣被害対策実施隊員が連携し、採捕等を実施する。

【アザラシ】

沿岸漁業協同組合と関係機関等が連携し、銃器による捕獲等を行いながら、有効な方策についての検討を行い、漁業被害の実態に応じた捕獲等を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 ～令和6年度	アライグマ キツネ	随時箱わなを追加購入する。
令和4年度 ～令和6年度	ヒグマ	ヒグマ対策技術者育成のための捕獲への参加を推進し、担い手の育成・確保を目指す。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
近年の捕獲実績に基づいて計画を定める。 実績は下記のとおり。			
対象鳥獣	平成30年度	令和元年度	令和2年度
エゾシカ	811頭	804頭	809頭
カラス類	238羽	310羽	295羽
キツネ	94頭	93頭	135頭

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ	1,000頭	1,000頭	1,000頭
カラス類	400羽	400羽	400羽
ヒグマ	出没個体に応じた捕獲を実施する		
キツネ	150頭	150頭	150頭
アライグマ	可能な限り捕獲するものとし、計画数を設定しない。		

トド	北海道連合海区漁業調整委員会の採捕計画頭数とし、保護を目的とした指示があったときは、それに従う。
アザラシ	漁業被害の実態に応じた捕獲等を行うこととし、捕獲目標数は定めない。また、保護を目的とした指示があったときは、それに従う。

捕獲等の取組内容
<p>捕獲の実施予定場所は、稚内市内一円とし、原則、「鳥獣の保護並びに管理及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号」に規定する場所（鳥獣保護区等）を除く。</p> <p>捕獲の実施予定時期は、1年を通して行うこととし、捕獲手段は銃器及びわな等により実施する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>【エゾシカ・ヒグマ】</p> <p>エゾシカは通年、ヒグマは4月から11月にかけて、農村部を中心に目撃される。実施隊員にライフル銃を所持させ捕獲活動を実施することにより、散弾銃等の銃器に比較し高確率で半矢（手負い）状態を避けることができるため、より効果的である。</p> <p>【トド・アザラシ】</p> <p>トド・アザラシは、生息環境から船で個体に接近する必要があるため、警戒されない最大限の距離を置く必要があるため、遠くから狙撃可能なライフル銃を活用することによって、より効果的な採捕・捕獲活動が可能となる。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
稚内市	エゾシカ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度
該当なし			

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	年度	年度	年度
該当なし			

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4～6年度	全般	市HPや広報紙等を利用した知識の普及活動を実施する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
稚内市	現地調査、付近住民への周知、関係機関との連絡及び協力要請、巡回、鳥獣の捕獲
稚内警察署	現地調査、巡回
北海道猟友会 稚内支部稚内部会	現地調査、巡回、鳥獣の捕獲

(2) 緊急時の連絡体制

別紙のとおり

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>【エゾシカ、カラス類、キツネ、アライグマ】 捕獲した個体又は残滓は、関係法令を遵守し、埋設等による処分を行う。</p> <p>【トド、アザラシ】 廃棄物処理法、海洋汚染防止法及び鳥獣保護法の規定と趣旨に基づき、捕獲後の個体は適正に処分を行う。</p>
--

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲したエゾシカを加工業者へ引き渡し、加工業者において食肉加工・ペットフード加工・皮革および角の販売を行っている。
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

処理加工施設整備未定

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

取組実施未定

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	稚内市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
稚内市	協議会事務局、情報収集、被害調査、地域住民への啓発活動、鳥獣保護法に基づく捕獲許可申請、捕獲等の鳥獣被害防止対策の実施及び調査
稚内市農業委員会	情報収集、被害調査
稚内農業協同組合	情報収集、被害調査
北宗谷農業協同組合	情報収集、被害調査
稚内市森林組合	情報収集、被害調査
宗谷農業改良普及センター北部支所	情報収集、被害調査
宗谷森林管理署	情報収集、被害調査
北海道猟友会稚内支部稚内支部会	情報収集、巡回、捕獲の実施
稚内漁業協同組合	情報収集、被害調査、採捕・捕獲の実施
宗谷漁業協同組合	情報収集、被害調査、採捕・捕獲の実施

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
宗谷総合振興局農務課	鳥獣被害防止計画の策定指導、鳥獣被害総合対策事業の指導
宗谷総合振興局環境生活課	鳥獣捕獲対策の窓口（捕獲許可等）
稚内警察署	鳥獣出没状況等情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

稚内市鳥獣被害対策実施隊設置規則により、実施隊を設置。令和4年1月時点80名（うち北海道猟友会稚内支部稚内支部会員65名、稚内漁業協同組合員5名、宗谷漁業協同組合員10名）を任命又は指名している。主な活動としては、稚内市鳥獣被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等のほか、鳥獣被害防止対策に関するを行う、

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし